

◎平成30年8月農業委員会議事録

開催日時 平成30年8月10日(月) 午前9時30分

開催場所 嘉島町役場3階中会議室

農業委員出席者 下田 司 高木勝美 佐藤光志 村上卓也
岡 牧生 中山 忍 岩永俊夫 西岡敏春
松永雄治 吉田二郎 山内秀一 本田博士
友田 廣 榮 恵 森田義美 森下文夫

農業委員欠席者 林田 篤

事務局出席者 高田克明 篤岡潤一郎 柿本桃花

1 開 会 高田事務局長

2 会長挨拶 下田会長

3 議事録署名人指名 下田議長
議事録署名人として、岡牧生委員、中山忍委員を指名する。

4 議 事

- 1) 報告第10号 農地法第18条の合意解約について
- 2) 報告第11号 農地法第3条の届出について
- 3) 報告第12号 農地法第5条の届出について
- 4) 議案第11号 農地法第3条の許可申請について
- 5) 議案第12号 農地法第4条の許可申請について
- 6) 議案第13号 農地法第5条の許可申請について
- 7) 議案第14号 農用地利用集積計画承認申請について
- 8) 議案第15号 秋の農作業基準賃金の設定について
- 9) その他

5 閉 会

○報告第10号 農地法第18条の合意解約について

議長 それでは議事に入らせていただきます。

報告第10号農地法第18条第6項の規定による届出が8件あっております。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。では、報告第10号の1ページをお開きください。番号1。

通知者。賃貸人。嘉島町上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇外〇名。賃借人。嘉島町上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。物件の表示、大字上島字芝原地番〇〇〇〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積148㎡。上島字芝原〇〇〇〇－〇外1筆。計の957㎡です。契約の内容は平成20年10月1日から平成30年9月30日までの10年契約です。事由の詳細は合意解約。合意が成立した日は、平成30年6月14日。土地の引き渡しの時期は平成30年6月15日です。

次のページをお開きください。通知者。賃貸人。熊本市南区良町〇丁目〇番〇〇号。〇〇〇〇。賃借人。嘉島町上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。物件の表示、大字上島字蔵園地番〇〇〇〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積59㎡外1筆の計、1068㎡です。契約の内容は、平成29年3月1日から平成32年2月28日までの3年契約です。事由の詳細は合意解約で、合意解約が成立した日は、平成30年6月19日。土地の引き渡しの時期、平成30年6月21日です。

次のページをお開きください。通知者。賃貸人。嘉島町上島〇〇〇番地〇。〇〇〇〇〇。賃借人。嘉島町上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。物件の表示は大字上島字蔵園〇〇〇〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積376㎡。外1筆の計769㎡です。契約の内容は平成28年3月1日から平成33年2月28日までの5年契約です。事由の詳細は合意解約で、解約の合意が成立した日は平成30年6月19日。土地の引き渡しの時期は平成30年6月21日です。

次のページをお開きください。通知者。賃貸人。嘉島町下仲間〇〇番地。〇〇〇〇。賃借人。嘉島町下仲間〇〇〇番地。〇〇〇〇。物件の表示は大字下仲間字五ツ〇〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積862㎡。外2筆の計2,746㎡。契約の内容は平成25年3月1日から平成35年2月28日までの10年契約です。事由の詳細は合意解約で、解約の合意が成立した日は平成30年7月5日。土地の引き渡しの時期は同日です。

次のページをお開きください。通知者。賃貸人。嘉島町下仲間〇〇〇番地。〇〇〇〇。賃借人。嘉島町下仲間〇〇〇番地。〇〇〇。物件の表示は、大字下仲間字五ツ地番〇〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積は737㎡です。契約の内容は平成28年11月1日から平成33年10月31日までの5年契約です。事由の詳細は合意解約で、解約の合意が成立した日は平成30年7月5日。土地の引き渡しの時期は平成30年7月5日です。

次のページをお開きください。通知者。賃貸人。阿蘇郡西原村布田〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。賃借人。嘉島町下仲間〇〇〇番地。〇〇〇〇。物件の表示は大字上仲間字塘添〇〇〇-〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積872㎡。大字下仲間字五ツ〇〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積1,143㎡。計、2,015㎡です。契約の内容は平成27年5月1日から平成32年4月30日までの5年契約です。事由の詳細は合意解約で、解約の合意が成立した日は平成30年7月5日。土地の引き渡しも同日です。

次のページをお開きください。通知者。賃貸人。嘉島町下仲間〇〇〇番地。〇〇〇〇〇。賃借人。嘉島町下仲間〇〇〇番地。〇〇〇〇。物件の表示は大字下仲間字五ツ〇〇-〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積532㎡です。契約の内容は、平成25年10月1日から平成30年9月30日までの5年契約です。事由の詳細は合意解約で、解約の合意が成立した日は平成30年7月5日。土地の引き渡しの時期も同日です。

次のページをお開きください。通知者。貸人。嘉島町上仲間〇〇〇番地〇。〇〇〇。借人。嘉島町上島〇〇〇番地。〇〇〇〇〇〇〇〇。物件の表示は大字上島字幸八地番〇〇〇〇-〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積221㎡です。契約の内容は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年契約です。事由の詳細は合意解約で、解約の合意が成立した日は平成30年7月12日。土地の引き渡しの時期は平成30年7月13日です。

以上です。

議 長 　　ただいま説明がありました案件は、合意解約でございますので報告のみで終わらせていただきます。

○報告第11号 農地法第3条の規定による届出について

議 長 　　続きまして、報告第11号農地法第3条の3第1項の規定による

筆でございます。地目は田。面積は148㎡。合計の2,257㎡。申請理由については店舗。施設の概要については鉄骨造でございます。1枚めくっていただきますと、位置図を示させていただいております。芝原の1画でございます。松前重義記念館に西、あと北西側に3筆ございます。1枚めくっていただきますと、見にくいですが字図を示させていただいております。対象物件と書いてあるところではなくて、その南側〇〇〇〇と〇〇〇〇－〇、〇〇〇〇－〇でございます。いずれも物件は換地として寄せ集められてケースデンキの敷地内に代替地と買われる予定でございます。

続きまして、めくっていただきまして、番号2です。申請人。譲渡人。嘉島町大字上仲間〇〇〇番地〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇。譲受人。嘉島町大字鯉〇〇〇〇番地〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇。申請物件につきましては、大字上島字幸八〇〇〇〇－〇。地目が田。面積は221㎡でございます。申請理由については、個人住宅。施設の概要については鉄骨造2階建て1棟でございます。1枚めくっていただきまして、位置図を示させていただいております。中央部斜めに国道445号がございます。右下の方にドラッグストアモリ嘉島店がございますが、その北西側に申請地と示しております。1枚めくっていただきますと、字図を示させていただいております。中央部〇〇〇〇番地〇が今回の転用の届け出があったところでございます。

報告第12号については、説明は以上でございます。

議 長 　ただ今説明がありました案件は、市街化区域の農地転用でございますので報告のみで終わらせていただきます。

○議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 　続きまして、議案第11号農地法第3条第1項の規定による農地の許可申請が1件っております。

事務局より説明をお願いします。

事務局 　はい。1ページをお開きください。申請人。譲渡人。熊本市東区画図町下無田〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。譲受人。嘉島町上仲間〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。申請物件、大字上仲間字迎古川地番〇〇〇〇－〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積212㎡。外1筆の計503㎡です。申請理由は譲渡人の申し出によるものです。次のページをお開きください。位置図を示しております。右下に嘉島リバ

ズンがあって、その北側の上の部分に申請地があります。

続きまして、検討事項について説明いたします。

譲渡人の農地を耕作者である譲受人へ贈与するための申請で本議案について、申請書等に記載された内容が、当該基準に適合するか否か、検討した結果を説明します。

まず、申請農地は小作契約等結ばれておりませんので、使用収益権については問題ありません。

次に、全部効率利用要件については、譲受人への聴取及び地元農業委員である〇〇委員との現地確認により、現在保有している農地はすべて効率的に利用されていることが確認されましたので、権利取得後の当該農地についても、野菜等を栽培する計画に必要な農機具及び労働力が確保され、効率的に利用されると思われま

す。次に、譲受人の農作業常時従事要件については、本人が農作業に常時従事している旨の記載が申請書にあるため、要件を満たすものと判断します。

次に、譲受人の権利取得後における農地の経営面積が、下限面積に達しているかについてですが、申請当時の経営面積が130,306㎡であるため問題ありません。

最後に、地域との調和要件ですが、申請地は嘉島リバズンの北側の農地で譲受人が以前から耕作しているため、問題ないと判断します。

以上で説明を終わります。

議 長 　ただ今、詳しい説明が終わりましたが、この件について何かご意見、ご質問ございませんか。それでは、承認でよろしいでしょうか。

委 員 　ありません。(委員一同)

議 長 　何もなければ承認でよろしいでしょうか。

委 員 　はい。(委員一同)

議 長 　ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

○議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長 　続きまして、議案第12号農地法第4条の規定による農地転用の

許可申請が1件あっております。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第12号をめぐっていただきまして、申請人。嘉島町大字北甘木〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。申請物件は、大字北甘木字八反畑地番〇〇〇〇番地。台帳地目、田。現況地目、田。面積は510㎡。申請理由は資材置き場。施設の概要についてはありません。農用地区域は農用地区域でない旨の証明の添付はございます。隣接同意書はあります。資金証明書は不要です。開発許可は不要です。地元委員は〇委員でございます。1枚めぐっていただきまして、位置図を示させていただきます。位置図を添付しております。県道六嘉秋津新町線が南北に走っております。屋形川から東側にありますが、その屋形川沿いの網掛けした部分が今回の申請地になります。1枚めぐっていただきまして、字図を示させていただきます。位置図を添付しております。中央部〇〇〇〇がその場所でございます。また、1枚めぐっていただきまして、土地利用計画平面図・排水計画図を示しております。計画上工事施工はないということですので、雨水については自然浸透というところで計画されているところでございます。トラック、車、製品干場、電気製品の廃品部品置き場の計画でございます。

議案第12号についての説明は以上でございます。

議長 次に地元委員であります、〇委員から報告をお願いいたします。

〇委員 先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。

申請地は、過去に熊本県による区画整理が行われた農地であるため、第1種農地と思われま。

営農上の支障についてですが、第1種農地集団の端部に位置していますので、支障はないものと考えます。近所で電気工事を営んでいる方の資材置き場ということで、土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと思われま。

委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

議長 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは、検討事項について説明させていただきます。

農地区分につきましては、昭和46年から48年にかけて熊本県による区画整理が実施された農地であるため、第1種農地と判断できます。

通常、第1種農地は転用することはできませんが、不許可の例外規定にあります申請地周辺に居住するものの業務上の必要な施設で集落に接続して設置されるものは許可の対象となります。また、第1種農地集団の端部に位置していますので、日照・通風等営農上の支障はないものと思われま

す。総合的に判断した結果、他への代替性もなく、申請は許可相当と判断できます。

事務局からは以上です。

議長 委員および事務局の説明が終わりましたが、何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

○委員 ひとついいですか。これは、〇〇さんが申請して自分の資産を使うわけですね。

議長 はい。

○委員 今回は。それで、もし〇〇さんが使わなくなって、他に貸された場合は、許可はそのままですね。他に貸されるのですか。

事務局 今回、この雑種地としての転用許可が通れば、その後は農地じゃなくなっているもので、計画も何も、こちらの権利は及ばないということになります。貸す貸さないというのは、はい。もうその人の判断で、農地じゃなくなっているわけですので。

○委員 自分が使わなくても、貸していいわけですね。

議長 農地じゃないから農業委員会には出てこないわけですね。こういうのは最悪個人で申請して。そういうのは、ある程度、農業委員会としてもどうにかしないとイケないですね。

事務局 転用許可前にわかった場合に関しては、計画の変更承認申請は実

際はあげていただかないといけません。

〇〇委員 そのあとは、別に何に使おうと関係ないということですね。

事務局 もう農地台帳からなくなっておりますので、農業委員会の権利的には。

議長 だから、あんまり見え見えにしてもらうと、農業委員から是正勧告か何か。

事務局 それはあると思います。

議長 何年か使われて、また違う人というと。

〇〇委員 条件付きで、公共施設か何かが参入してくるなら別だけど、そういうところの変更ということをとたとえば期間は何年できないとか定めないとできないわけですか。

事務局長 3条での農地取得は3年3作というのがありますので移動はできないですけど、その辺がなかなか。本来は、5条のような形でして4条ですてすぐ売買というのはおかしい話ですが、その辺はやっぱりすぐちょっと。

議長 だから、あんまり見え見えで悪質だったらは是正勧告するといい。農業委員会から。

事務局 それはできるかと思います。任意の指導はですね。この間、許可降りたのにもう家が建っているとか。手続きされているのかとかなんとかはだめですよ。許可とりましたかとか。

〇委員 わかりました。

議長 これは雑種地。

事務局 種目的には雑種地です。

議 長 これが住宅とかなんとかになれば転用しなければいけない。

事務局長 いいえ。転用はいらないです。開発が今度は出てきますよね。

議 長 それなら、農業委員会は出てこないですものね。

○ 委 員 わかりました。

議 長 ほかに何かご質問はございませんか。
それでは承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。

○議案第13号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議 長 続きまして、議案第13号農地法第5条の規定による農地の許可申請が2件あっております。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 はい。議案第13号の冊子を1枚めくっていただきますと、番号1。申請人。賃貸人。嘉島町大字下仲間○○○番地。○○○○外○○名。賃借人。益城町大字平田○○○○番地○。○○○○○○○○○○○○○○○○○○。申請物件につきましては、大字下仲間字五ツ地番○○ー○。台帳地目、田。現況地目、田。面積945㎡外23筆。合計、14,670㎡。申請理由は倉庫です。施設の概要は鉄骨平屋建て2棟でございます。農用地区域でない旨の証明の添付はございます。隣接同意書の添付はございます。資金証明書の添付はあります。開発許可は申請中で見込みありです。地元委員は○○委員と書いてございますが、今日の総会は欠席のため○○委員が地元委員となります。1枚めくっていただきますと、位置図を示させていただいております。右下の方、嘉島リバゾンがありまして、その西側、ちょうど緑川の堤防に沿った形で株式会社金剛の南側の一角でございます。倉庫が2棟ございまして、一番西側に調整地がございます。1枚めくっていただきますと、字図を2枚にわたって示しております。丸をつけたところが、今回転用にかかる農地

でございます。次のページも字図になりまして2枚でございます。次いきますと、倉庫の全体図が示しております。雨水については、周りに用水路がございますのでこちらに流されます。調整池を通してですけれども、こちらに流されると。汚水生活雑排水については、合併浄化槽から調整池から用水路へ流されます。

番号1についての説明は以上でございます。

議 長 次に、地元委員であります〇〇委員から報告をお願いします。

〇〇委員 報告します。

先日、事務局と現地を確認いたしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は過去に耕地整理組合による区画整理が行われた農地であるため、第1種農地と思われまます。

営農上の支障につきましては、申請地は道路と水路に囲まれておりますので、日照・通風等・周辺農地への支障はないものと思われまます。

この計画は、地元農業者の雇用もあるとのことで地域振興の一つとして期待しておるところでございます。

委員の皆様の慎重なる審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

議 長 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いします。

事 務 局 はい。それでは、検討事項について説明させていただきます。

農地区分につきましては、昭和19年から昭和23年にかけて耕地整理組合による区画整理が実施された農地であるため、第1種農地と判断できます。

営農上の支障につきましては、周辺農地とは道路及び水路で分離されていますので、日照・通風等営農上の支障は問題ないものと判断できます。

通常、第1種農地の転用は認められませんが、地域から従業員を採用される計画がありまして、不許可の例外規定にあります農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設に該当すると判断できます。

総合的に検討した結果、周辺農地への影響もないと考えられることから申請は許可相当と判断できます。

事務局からは以上でございます。

議 長 委員および事務局の説明は終わりましたが、何かご意見ご質問は
ございませんでしょうか。
それでは承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。
続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 はい。冊子1枚めくっていただきますと、番号2。申請人。賃貸
人。嘉島町大字下仲間〇〇〇番地〇。〇〇〇〇外〇〇名。賃借人。
熊本市南区南高江〇丁目〇番〇号。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇。申請物件につきましては大字下仲間字五ツ地番が1-1。
台帳地目、田。現況地目、田。面積532㎡外2筆。合計の8,8
80.61㎡でございます。申請理由は倉庫。施設の概要は鉄骨平
屋建て1棟でございます。農用区域でない旨の証明の添付はござ
います。隣接同意書は農地でないため不要でございます。資金証明
書の添付はございます。開発許可は申請中で見込みありです。備考。
地元委員は〇〇〇委員と示しておりますが、本総会欠席のため〇〇
委員でございます。1枚めくっていただきますと、位置図を示させ
ていただいております。先ほどと同じ筆を示させていただいており
ます。先ほど〇〇〇〇〇〇の隣接する東側にある一角でございます。
1枚めくっていただきますと、字図を示しております。字図が2枚
にわたっております。丸をつけた部分が、今回転用の対象筆でござ
います。1枚めくっていただきまして、土地利用計画図を示させて
いただいております。西側の〇〇〇〇〇〇。雨水については、周り
に用水路がございます。汚水生活雑排水については、合併浄化槽か
ら調整池から用水路へ流されます。
番号2についての説明は以上でございます。

議 長 次に地元委員であります〇〇委員から報告をお願いします。

〇〇委員 報告します。
先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。

申請地は、先ほど説明しました〇〇〇〇〇〇の申請地と西側でつながっております。ここも、過去に耕地整理組合による区画整理が行われた農地であるため、第1種農地と思われます。

営農上の支障については、申請地は道路と水路に囲まれておりますので、日照・通風等・周辺農地への支障はないものと思われます。

この計画は、地元農業者の雇用もあるとのことで、地域振興のひとつとして期待しているというところであります。

委員の皆様のご慎重なるご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

議 長 次に、事務局より検討事項について説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは、検討事項について説明します。

先ほど、〇〇委員から説明がありましたとおり、〇〇〇〇〇〇の申請地と隣接した農地でございます。

農地区分につきましては、昭和19年から昭和23年にかけて、耕地整理組合による区画整理が実施された農地であるため、第1種農地と判断できます。

営農上の支障につきましては、周辺農地とは道路及び水路で分離されていますので、日照・通風等の営農上の支障はないものと判断できます。

通常、第1種農地の転用は認められませんが、地域から従業員を採用する計画がありまして、不許可の例外規定にあります農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設に該当するものと判断できます。

総合的に検討した結果、申請は許可相当と判断できます。

事務局からは以上でございます。

議 長 ただいま、事務局と地元委員から詳しい説明が終わりましたが、何かご意見ご質問などございませんでしょうか。

それでは、承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

○議案第14号 農用地利用集積計画の承認申請について

議長 続きます。議案第14号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認申請が1件あっております。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、議案第14号について説明いたします。
農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同法第13条第4項の規定により同法第18条第2項各号の事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを町長に対し要請するものです。利用権の設定の計画が1件の面積が4,001㎡です。

それでは議案書の一覧表2ページをご覧ください。区分は所有権の移転。〇〇〇〇〇〇〇。田の4,001㎡。

次、3ページをお開けください。個別に説明をいたします。所有権の移転を受けるもの。〇〇〇〇〇〇〇。所有権の移転をするもの。熊本市東区画図町大字下無田〇〇〇〇番地の〇。〇〇〇〇。所有権を移転する土地。嘉島町大字上仲間字迎古川〇〇〇〇番地。田の1,001㎡。外2筆。合計が4,001㎡です。利用目的は水田。反当りの単価が1,200,000円と1,600,000円です。合計対価が6,001,200円です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります。集積計画の内容が、町の基本構想に適合し、設定を受けた後において備える要件、農用地のすべてにおいて耕作の事業を行うこと。必要な農作業に常時従事すること。対象農地を効率的に利用して耕作を行うこと。権利者の2分の1以上の同意が得られているなどの要件を満たしております。

以上で議案第14号の説明を終わります。

議長 ただいま、詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問などございますか。

何もないようでしたら承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

○議案第15号 秋の農作業基準賃金の設定について

議 長 続きまして、議案第15号平成30年度秋の農作業基準賃金の設定について審議いたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第15号の1ページをお開きください。

それでは、説明します。農業者への情報提供ということで、農作業賃金情報をお諮りしておりますが、今月は平成30年度秋の農作業基準賃金についてご審議いただきます。

平成30年度の秋の農作業基準賃金につきましては空欄にしております。

参考に平成29年度秋の農作業基準賃金を載せておりますので、昨年と比較して変更した方がいい作業賃金があれば、ご意見を頂きたいと思っております。

これは、個人間での農作業委託料の目安となります。

ちなみにここ数年は据え置きとなっております。

よろしくご検討のほどお願いします。

議 長 ただ今、詳しい説明がございましたがいかがでしょうか。

何かここは変えた方がいいとか。個人間で農作業されているところのある程度の基礎というか、ほとんど今は法人とか生産組合が主ですので、このデータとは違うと思えますけれど。

○○委員 麦除草のはやっぱり反当りの1,000円というのが、結構安いですね。1,500円くらいとってもらうと一番いいですけど。法人の方は1,500円くらいするのじゃないかな。ヘリ防除。

議 長 ヘリ。これはあくまでも今は麦除草というのは、ビーグルですかホースでするかの違い。それもあるので。

○○委員 結構、麦の除草は神経使うので。1,500円くらいとるなら。

議 長 なら、1,500円に上げますか。

○○委員 個人で受けるものがやりやすいような感じですよ。

議 長 あんまり高いと、誰も頼まなくなるから。逆にあんまり安いと頼まれるので。

〇〇委員 生産組合からかりとってする場合は、13,000円くらいかな。これには12,000円と、22,000円となっているので。

議 長 そこも各部落で違います。生産組合で。上島の場合は運搬込みで10,000円です。嘉島の場合も、今は〇〇〇〇になっているから、大体は一律に合わせた方が一番いいのだろうけどね。六嘉地区と大島地区はやり方が違うからですね。六嘉地区は農協のコンバインだし、そういうところもあるし。オペレーターも農協からだろう。

〇〇委員 農協の機械はですね。井寺あたりは生産組合でされているから、オペレーターは農協の値段で合わせないと結構厳しいのですよ。農協が今、米で8,000円と消費税。あげたいのですが、農協の機械だからなかなか値段はあげられないって。値段あげる時も、1回農協の上に通して、理事会かけてあげないとあげられないのですよ。

議 長 やっぱり、農協のだからな。

〇〇委員 通っていかないのですよ、なかなか値段あげるのに。うちの法人の組合長ができるだけ下げてと言われているから。

議 長 この農作業賃金というのはあくまでも個人間の目安にしてもらうといいですので。麦の除草剤だけ1,500円に上げますか。

〇〇委員 一応要望を。

議 長 それだけじゃないからですね。麦の除草剤散布だけ1,500円に、30年からですね。あとは、同一でいいですね。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 はい。わかりました。それでいいですね。
本日提案されました案件は、すべて終了いたしました。続きまして、その他となっております。委員の皆様から何かございませんでしよ

うか。

何もないようでしたら、事務局から何かございますか。

事務局 次回の農業委員会の開催日は9月10日、月曜日。

議長 9月10日、月曜日。

事務局 3階中会議室。

議長 9時半ですね。

事務局 はい。

議長 次回の農業委員会は、9月の10日の月曜日の9時半です。
それでは、本日の農業委員会はこれもちまして閉会いたします。
お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

平成30年8月10日

会長 下田 司

委員 岡 牧 生

委員 中山 忍